

平成 17 年度末の浄化槽の普及状況について

平成 17 年度末における浄化槽の普及人口は、1,093 万人であり、平成 16 年度末の普及人口と比較して 31 万人、率にして 2.9%増加した。

また、浄化槽普及人口の総人口に対する割合（普及率）は、8.6%であり、平成 16 年度末の普及率（8.4%）と比較して 0.2%の増加であった。

浄化槽は、主に各戸ごとに設置され、し尿と台所・浴室等から排出される生活雑排水とを併せて処理する施設である。その特長としては、極めて短期かつ比較的安価に設置できること、河川の自然浄化能力が活用でき水量確保に役立つこと等が挙げられ、家屋が散在する地域における生活排水対策の有効な手段である。

1. 汚水処理施設及び浄化槽の普及状況

環境省、農林水産省及び国土交通省の三省は、平成 8 年度より合同で汚水処理（三省がそれぞれ所管する浄化槽とコミュニティ・プラント、農業集落排水施設等、下水道による処理）の普及状況を公表している。

平成 17 年度末の汚水処理施設に係る普及人口は 10,282 万人、普及人口の総人口に対する割合（普及率）は、80.9%であった。このうち、浄化槽の普及人口は 1,093 万人、普及人口の総人口に対する割合（普及率）は、8.6%であった。（表 1 及び図 1 参照）

なお、都道府県別の浄化槽及びコミュニティ・プラントの普及状況を表 2 に示す。

2．浄化槽の特長

浄化槽は、家庭の生活排水（し尿及び雑排水）を、主として各戸ごとに処理し、近傍の公共用水域等に放流するものであるが、その特長は次のとおりである。

- (1) 処理性能が良い。
 - ・生物化学的酸素要求量（BOD）の除去率 90%以上
 - ・放流水の BOD が 20mg/l 以下
- (2) 設置費用は 5 人槽で 90 万円程度と比較的安価である。
- (3) 設置に要する期間は 1 週間から 10 日程度であり、投資効果の発現が極めて早い。
- (4) 地形の影響を受けることなく、ほとんどどこにでも設置できる。
- (5) オンサイトの処理システムであるため、河川の水量確保とともに、水循環に支えられて多様な生態系を維持することが可能であり、環境保全上健全な水循環に資する。
- (6) 小河川の自然浄化能力を活用できる。

3．浄化槽の設置整備

環境省は、昭和 62 年に浄化槽設置整備事業（旧：合併処理浄化槽設置整備事業）を創設し、浄化槽を設置しようとする住民に対し、設置費用の補助を行っている市町村を対象に補助を行ってきた。

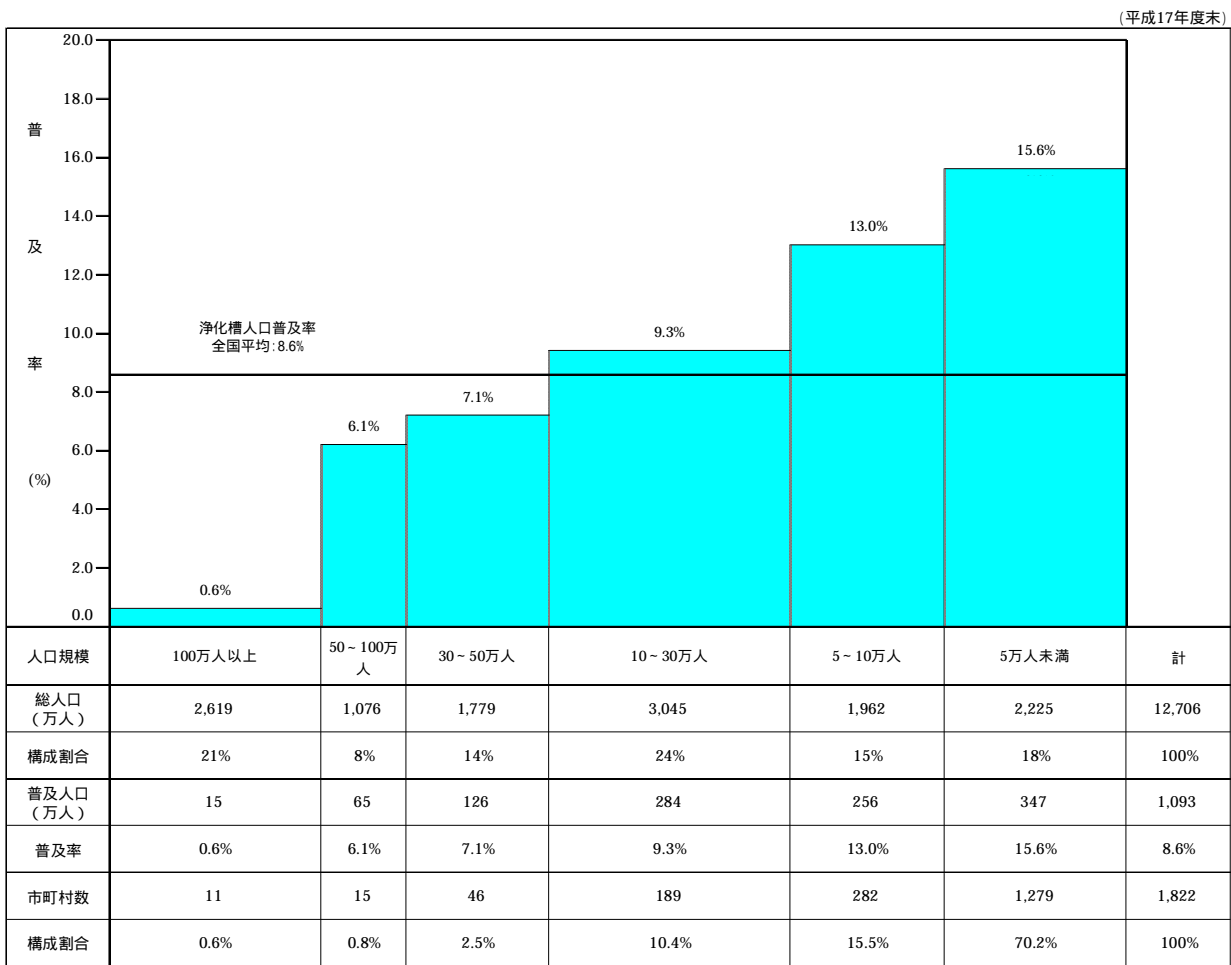
また、平成 6 年度に市町村自らが設置主体となり浄化槽の面的整備を推進する浄化槽市町村整備推進事業（旧：特定地域生活排水処理事業）を創設した。本事業は、市町村による確実な維持管理が行われること等から、環境省としても、その推進に注力しているところである。特に平成 14 年度補正予算からは、浄化槽による汚水処理施設の整備が下水道などの集合処理に比べて経済的、効率的である地域を対象とするなど、大幅な補助対象要件の緩和を行っている。本事業の実施市町村は、平成 17 年度までに 218 市町村であったものが、平成 18 年度から新たに 20 の市町村が本事業を開始しており（表 3 参照）、今後とも本事業の一層の推進を図っていく。

[表 1] 平成 17 年度末の浄化槽の普及人口及び普及率

	平成 17 年度末	平成 16 年度末	H 1 6	H 1 7
			増加分	増加率
普及人口	1,093 万人	1,062 万人	31 万人	2.9%
普及率	8.6%	8.4%	0.2%	-

(注) 1. 普及率とは、普及人口の総人口に対する割合とする。

2. 普及人口は 1 万人未満を四捨五入した。



(注) 1. 総市町村数1,822の内訳は、市：778、町：846、村：198 (東京都区部は市に含む)、

2. 総人口、普及人口は1万人未満を四捨五入した。

[図 1] 都市規模別浄化槽普及率

[表2] 平成17年度末の都道府県別の浄化槽及び
コミュニティ・プラントの普及状況

都道府県	汚水処理人口普及率	浄化槽普及率	コミュニティ・プラント普及率	都道府県	汚水処理人口普及率	浄化槽普及率	コミュニティ・プラント普及率
北海道	91.4%	2.6%	-	滋賀県	94.9%	6.2%	-
青森県	62.5%	6.0%	0.1%	京都府	91.4%	2.6%	0.0%
岩手県	64.8%	10.0%	0.9%	大阪府	92.7%	3.7%	0.0%
宮城県	82.4%	5.4%	0.3%	兵庫県	96.8%	2.7%	1.5%
秋田県	69.7%	8.9%	-	奈良県	79.9%	11.0%	0.4%
山形県	79.0%	7.6%	-	和歌山県	40.8%	22.3%	-
福島県	64.8%	16.0%	0.1%	鳥取県	81.8%	7.8%	0.5%
茨城県	71.2%	15.3%	0.5%	島根県	60.8%	11.2%	0.7%
栃木県	70.2%	10.7%	0.2%	岡山県	69.8%	17.7%	0.0%
群馬県	63.8%	12.8%	1.5%	広島県	77.2%	11.2%	0.0%
埼玉県	83.5%	9.4%	0.2%	山口県	72.3%	14.7%	0.0%
千葉県	77.7%	13.0%	0.2%	徳島県	38.4%	23.8%	0.7%
東京都	98.9%	0.5%	0.0%	香川県	59.0%	20.6%	0.0%
神奈川県	96.3%	1.7%	-	愛媛県	61.4%	16.3%	0.5%
新潟県	71.8%	5.3%	0.1%	高知県	56.5%	25.1%	0.2%
富山県	86.2%	5.3%	0.4%	福岡県	81.0%	9.1%	0.7%
石川県	82.0%	4.3%	0.6%	佐賀県	61.1%	14.6%	0.1%
福井県	80.2%	6.1%	0.0%	長崎県	68.8%	12.3%	0.5%
山梨県	67.6%	11.8%	0.8%	熊本県	70.1%	11.4%	0.1%
長野県	89.6%	7.3%	0.2%	大分県	60.8%	17.9%	0.0%
岐阜県	79.4%	11.5%	0.2%	宮崎県	68.1%	16.4%	0.3%
静岡県	65.4%	12.5%	0.8%	鹿児島県	60.9%	21.7%	0.2%
愛知県	77.8%	11.3%	0.2%	沖縄県	72.7%	7.8%	-
三重県	67.9%	25.7%	0.3%	全国計	80.9%	8.6%	0.3%

(平成16年度末 79.4% 8.4% 0.3%)

[表3] 平成18年度 浄化槽市町村整備推進事業 実施市町村 平成18年4月1日現在

都道府県名	市町村名
北海道	寿都町・利尻町・豊浦町・壮瞥町・本別町・ 黒松内町
青森県	大鰐町
岩手県	花巻市・奥州市・一関市・洋野町・二戸市・西和賀町・遠野市・八幡平市・葛巻町・一戸町・金ヶ崎町・ 紫波町
宮城県	仙台市・石巻市・栗原市・登米市・大郷町・加美町・大和町・色麻町・大崎市・大衡村
秋田県	湯沢市・潟上市・大仙市・北秋田市・藤里町・東成瀬村・仙北市・能代市・横手市・大館市・ 由利本荘市
山形県	酒田市・上山市・長井市・大蔵村・高島町・飯豊町・鶴岡市・ 最上町
福島県	三島町・会津若松市・金山町・三春町・西会津町・磐梯町・昭和村・白河市・会津美里町
茨城県	日立市・常陸大宮市・常陸太田市・ 桜川市 ・ 大子町
栃木県	鹿沼市・大田原市
群馬県	藤岡市・上野村・神流町・南牧村・嬬恋村・高山村・昭和村・東吾妻町・ 太田市 ・ 渋川市
埼玉県	秩父市・ときがわ町・東秩父村・深谷市・小鹿野町
千葉県	睦沢町・長柄町
東京都	八王子市・奥多摩町
新潟県	長岡市・糸魚川市・上越市・南魚沼市・ 十日町市
富山県	砺波市
石川県	志賀町・輪島市・七尾市・能登町・ 羽咋市 ・ 宝達志水町 ・珠洲市
福井県	越前市
山梨県	山梨市・市川三郷町・道志村
長野県	松本市・伊那市・南木曾町・木祖村・筑北村・麻績村・信州新町・中条村・栄村
岐阜県	郡上市・ 揖斐川町
静岡県	掛川市
三重県	松阪市・多気町・大台町・南伊勢町・伊賀市
京都府	舞鶴市・綾部市・京丹後市・宇治田原町・京丹波町
大阪府	富田林市・大東市・ 枚方市 ・ 河内長野市
奈良県	黒滝村・天川村
和歌山県	日高町・有田川町
鳥取県	日南町・南部町・伯耆町・ 北栄町 ・鳥取市
島根県	松江市・浜田市・出雲市・太田市・安来市・雲南市・奥出雲町・飯南町・美郷町・邑南町・海士町・隠岐の島町
岡山県	高梁市・新見市・真庭市・新庄村・ 美作市
広島県	三原市・三次市・庄原市・安芸高田市
山口県	岩国市・萩市・宇部市
徳島県	三好市
香川県	三豊市、まんのう町
愛媛県	八幡浜市・伊予市・上島町・久万高原町・伊方町・鬼北町・今治市
高知県	津野町
福岡県	久留米市・うきは市・高田町・山川町・香春町・朝倉市・ 柳川市
佐賀県	唐津市・神埼市・有田町
長崎県	諫早市・西海市・雲仙市・時津町・小値賀町
熊本県	菊池市・美里町・玉名市・和水町・南関町・小国町・南阿蘇村・八代市・芦北町・苓北町・天草市・南小国町
大分県	佐伯市・臼杵市・竹田市・豊後大野市・国東市
宮崎県	宮崎市・ 延岡市 ・ 綾町
鹿児島県	曽於市・長島町・薩摩川内市・龍郷町・三島村・知名町

太字は、18年度からの新規実施自治体の20市町村(市町村合併による新市町村は、継続市町村としている)

(参考)平成17年度実施 41県 205市町村

平成18年度実施 42県 211市町村

(参考)

平成 17 年度末の処理施設別汚水処理人口普及状況

処 理 施 設 名	汚水処理人口 (単位：万人)
下水道	8,802
農業集落排水施設等 漁業集落排水施設 林業集落排水施設 簡易排水施設 を含む	352
浄化槽	1,093
内、浄化槽市町村整備推進事業等分	75
内、浄化槽設置整備事業分	477
内、上記以外分	540
コミュニティ・プラント	35
計	10,282
汚 水 処 理 人 口 普 及 率	80.9%
総 人 口	12,706

(注) 処理人口は四捨五入を行ったため、合計が合わないことがある。